

(1) 狂犬病予防法

昭和25年8月26日法律第247号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。

一 犬

二 猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる（次項において「牛等」という。）を除く。）であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第二号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）を準用することができる。この場合において、その期間は、一年を超えることができない。

3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(狂犬病予防員)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に

犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

（予防注射）

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

（抑留）

第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知っているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知らないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

9 第七項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分するこ

とができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によって損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

(輸出入検疫)

第七条 何人も、検疫を受けた犬等（犬又は第二条第一項第二号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

(届出義務)

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離義務)

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

(公示及びけい留命令等)

第十条 都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めたときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

(殺害禁止)

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

(死体の引渡し)

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を

検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

（検診及び予防注射）

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せいで検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（病性鑑定のための措置）

第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかった犬等を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。

（移動の制限）

第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

（交通のしゃ断又は制限）

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在の場所及びその附近の交通をしゃ断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間をこえることができない。

（集合施設の禁止）

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

（けい留されていない犬の抑留）

第十八条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

（けい留されていない犬の薬殺）

第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、

当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

(厚生労働大臣の指示)

第十九条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第四章 補則

(公務員等の協力)

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

(抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第二十二条 削除（平成一一年七月法律八七号）

(費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）

第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五 第八条の規定による届出に要する費用

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

(政令で定める市又は特別区)

第二十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

(不服申立て)

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が前条の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかった者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかった者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかった者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかった者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかった者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかった者
- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかった者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしゃ断又は制限に従わなかった者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかった者

第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

附 則 省 略

(2) 狂犬病予防法施行令

昭和28年8月31日号外政令第236号

(法の規定の一部が適用される動物)

第一条 狂犬病予防法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める動物は、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクとする。

(鑑札の再交付)

第一条の二 市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があったときは、鑑札を交付しなければならない。

(登録の消除)

第二条 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬が死亡した旨の届出があったときは、その犬の登録を消除しなければならない

(登録の変更等)

第二条の二 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更した旨の届出又は同条第五項の規定による犬の所有者の変更があった旨の届出があったときは、当該登録を変更しなければならない。

2 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）があったときは、犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する市町村長が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する市町村長に犬の新所在地を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。

(注射済票の再交付)

第三条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があったときは、注射済票を交付しなければならない。

(省令への委任)

第四条 前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(処分前の評価)

第五条 予防員は、法第六条第九項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によって犬を処分し、又は法第十四条第一項の規定によって犬若しくは第一条に規定する動物を殺す場合には、あらかじめ、適当な評価人三人以上にその犬若しくは

同条に規定する動物を評価させておかなければならない。

（報告の経由）

第六条 法第八条第二項の規定による保健所長の報告は、保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長を経由して行うものとする。

（薬殺の方法）

第七条 法第十八条の二の規定による薬殺は、午後十時から翌日午前五時までの間において時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に毒えさを置くことによって行うものとする。

2 毒えさに用いる薬品の種類は、厚生労働省令で定める。

3 毒えさを置く場合には、毒えさごとに、それが毒えさである旨を表示した紙片を添えておかなければならない。

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。）は、予防員をして、毒えさの置かれた場所を巡視させ、かつ、薬殺の時間が経過する前に毒えさを回収させなければならない。

（薬殺する旨の周知）

第八条 法第十八条の二の規定により薬殺する旨を周知させるには、薬殺を行う区域、期間及び時間、薬品の種類並びに毒えさの状態につき、少なくとも左の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 薬殺を行う区域内及びその近傍に居住する登録した犬の所有者に対して文書で通知すること。

二 薬殺を行う区域内及びその近傍で公衆の見易い場所に掲示すること。

三 日刊新聞又は放送によって公示すること。

2 前項第一号の通知は、薬殺開始の日の三日前までに、同項第二号の掲示は、薬殺開始の日の三日前から薬殺終了の日まで、同項第三号の公示は、薬殺開始の日の三日前から薬殺開始の日までの間の適当な日に行わなければならない。

（事務の区分）

第九条 第五条（法第六条第九項の規定による処分に係る部分を除く。次項において同じ。）及び第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第五条、第六条及び第七条第四項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 省 略

(3) 狂犬病予防法施行規則

昭和25年9月22日厚生省令第52号

(法第二条第三項の報告)

第一条 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号。以下「法」という。）第二条第三項の規定による報告は、同条第二項の規定により指定する必要がある動物の種類及び狂犬病の発生状況その他必要な事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

(予防員の証票)

第二条 法第三条第二項の規定による狂犬病予防員（以下「予防員」という。）の身分を示す証票は、別記様式第一による。

(登録の申請)

第三条 法第四条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- 二 犬の所在地
- 三 犬の種類
- 四 犬の生年月日
- 五 犬の毛色
- 六 犬の性別
- 七 犬の名
- 八 前五号のほか犬の特徴となるべき事項

(原簿の記載事項)

第四条 法第四条第二項の原簿には、前条第一項各号に掲げる事項、登録年月日及び登録番号を記載しなければならない。

(鑑札の内容等)

第五条 法第四条第二項又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「動物愛護管理法」という。）第三十九条の七第六項の規定に基づき市町村長（特別区にあっては、区長。次項及び第十二条第四項を除き、以下同じ。）が交付する鑑札（動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップ（動物愛護管理法第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する鑑札にあっては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に鑑札を定めたときは、次の第一号から第三号までに掲げる条件を満た

す限りにおいて、当該鑑札によることができる。

一 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。

二 次に掲げる事項が記載されていること。

イ 「犬鑑札」の文字

ロ 登録番号

ハ 都道府県名又は都道府県名を特定できるものとして厚生労働大臣が定める文字、数字等

ニ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の名称を特定できる文字、数字等

三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字を用いること。

四 次のいずれかに該当するものであること。

イ 十五ミリメートル以上の短径とし、短径と長径の比が五対七となる大きさの楕円形

ロ 十五ミリメートル以上の短辺とし、短辺と長辺の比が三対四となる大きさの長方形

２ 市町村長（保健所を設置する市の長を除く。第十二条第四項において同じ。）は、前項の規定により鑑札を定めたときは、その内容を当該市町村の属する都道府県の知事に通知しなければならない。

（鑑札の再交付）

第六条 犬の所有者は、鑑札を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、損傷した場合には、その鑑札を添え、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に再交付を申請しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

２ 前項の規定により鑑札の再交付を申請した後、亡失した鑑札を発見したときは、五日以内に犬の所在地を管轄する市町村長にこれを提出しなければならない。

（変更の届出事項）

第七条 法第四条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、犬の所有者の氏名及び住所とする。

（犬の死亡の届出）

第八条 法第四条第四項の規定により犬の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所

二 登録年度及び登録番号

三 死亡の年月日

２ 前項の届出書には、鑑札及び注射済票を添付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（登録事項の変更の届出）

第九条 法第四条第四項又は第五項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする

る者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 所有者の氏名及び住所
- 二 登録年度及び登録番号
- 三 変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

（登録の消除）

第十条 法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号。第十七条において「令」という。）第二条第二項第三号に規定する特別の事情に該当するものとする。

- 一 その犬が生後二十五年以上であって、かつ、死亡したものと推定される場合
- 二 その犬に関して第十六条の五の通知を受けた場合

（予防注射の時期）

第十一条 生後九十一日以上（次項に規定する犬で、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至ったものを除く。）の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2 生後九十一日以上（次項に規定する犬で、三月二日から六月三十日までの間にその犬を所有するに至った場合においては、前年の三月二日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至った者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至った日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

3 前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。

（注射済票の交付）

第十二条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。）に対して、別記様式第四による注射済証を交付しなければならない。

2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。

3 前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に注射済票を定めたときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。

- 一 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪、鑑札その他その犬が着用するものに付着させることができるものであること。

二 次に掲げる事項が記載されていること。

イ 「注射済」の文字

ロ 注射実施年度

ハ 都道府県名又は都道府県名を特定できるものとして厚生労働大臣が定める文字、数字等

ニ 市町村の名称を特定できる文字、数字等

三 前号イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字を用いること。

四 色は、平成十九年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては黄、平成二十年度に実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては赤、平成二十一年度を実施する狂犬病の予防注射の注射済票にあつては青とし、その後は順次これを繰り返したものであること。

五 次のいずれかに該当するものであること。

イ 十ミリメートル以上の直径の大きさの円形

ロ 十ミリメートル以上の短辺とし、短辺と長辺の比が一对二となる大きさの長方形

4 市町村長は、前項の規定により注射済票を定めたときは、その内容を当該市町村の属する都道府県の知事に通知しなければならない。

5 毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。

(注射済票の再交付)

第十三条 犬の所有者は、注射済票を亡失し、又は損傷したときは、その事由を書き、注射済証を提示し、かつ、損傷した場合にはその注射済票を添えて市町村長に申請して再交付を受けなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(狂犬病予防技術員)

第十四条 法第六条第二項の捕獲人を狂犬病予防技術員と称し、同条第六項において準用する法第三条第二項の規定によるその身分を示す証票は、別記様式第六による。

(所有者への通知)

第十五条 予防員は、法第六条第七項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によって犬の所有者に通知するときは、配達証明郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの又は使送によらなければならない。

(狂犬病の犬等の届出)

第十六条 法第八条第一項の規定による届出は、次の事項について行うものとする。

一 犬にあつては、次に掲げる事項

イ 所有者の氏名及び住所

- ロ 登録年度及び登録番号
- ハ 犬の体格
- 二 法第二条第一項第二号に掲げる動物にあつては、次に掲げる事項
- イ 種類
- ロ 所有者の氏名及び住所
- ハ 所在地

（マイクロチップが装着されている犬に関する読替え）

第十六条の二 動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬については、第四条中「及び登録番号」とあるのは「登録番号及びマイクロチップの識別番号」と、第十二条第三項第一号中「胴輪、鑑札」とあるのは「胴輪」と、前条第一号ロ中「登録番号」とあるのは「登録番号又はマイクロチップの識別番号」とする。

（動物愛護管理法第三十九条の七第五項の届出）

第十六条の三 動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬からマイクロチップを取り除いたときは、三十日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に動物愛護管理法第三十九条の七第五項の届出を行わなければならない。

（鑑札の提出）

第十六条の四 法第四条第二項又は動物愛護管理法第三十九条の七第六項の規定により鑑札の交付を受けた犬の所有者は、動物愛護管理法第三十九条の七第二項の規定により当該犬に装着されているマイクロチップが鑑札とみなされた場合は、速やかに、犬の所在地を管轄する市町村長に法第四条第二項の規定により交付を受けた鑑札を提出しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（マイクロチップが装着されている犬の所在地の変更に係る通知）

第十六条の五 マイクロチップが装着されている犬の所在地が変更された場合（新所在地を管轄する市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地が変更された場合に限る。）であつて、新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により新所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたときは、新所在地を管轄する市町村長は、旧所在地を管轄する市町村長に、当該犬の新所在地を通知しなければならない。

（マイクロチップが鑑札とみなされない場合の鑑札の交付等）

第十六条の六 市町村長は、マイクロチップが装着されている犬について、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）

があつた場合であつて、次のいずれにも該当するときは、当該犬の所有者に、鑑札を交付するとともに、当該犬の旧所在地を管轄する市町村長に当該犬の新所在地を通知しなければならない。

一 犬の旧所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の通知を受け、同条第二項の規定により当該マイクロチップが法第四条第二項の規定により旧所在地を管轄する市町村長から交付された鑑札とみなされたこと

二 犬の新所在地を管轄する市町村長が当該犬に係る動物愛護管理法第三十九条の七第一項の求めを行つていないこと

２ 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。

（毒えさに用いる薬品の種類）

第十七条 令第七条第二項に規定する薬品は、硝酸ストリキニーネとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一 第三条に規定する申請書

二 第六条第一項の規定による申請

三 第八条第一項に規定する届出書

四 第九条に規定する届出書

五 第十三条第一項の規定による申請

六 第十六条の規定による届出

七 第十六条の三の規定による届出

（フレキシブルディスクの構造）

第十九条 前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十条 第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第二十一条 第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規

定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日又は届出年月日

附 則 省 略

(4) 新潟市狂犬病予防法施行細則

昭和25年10月25日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び届出書の様式)

第2条 法・政令又は省令により市長に提出する申請書又は届書は次に掲げる様式により提出しなければならない。

- (1) 省令第3条による犬の登録申請書は別記様式第1号による。
- (2) 省令第6条第1項による犬の鑑札再交付申請書は別記様式第2号による。
- (3) 省令第8条第1項による犬の死亡届書は別記様式第3号による。
- (4) 省令第9条による登録事項の変更届書は別記様式第4号による。
- (5) 省令第12条第2項による犬の注射済票交付申請書は別記様式第1号による。
- (6) 省令第13条第1項による犬の注射済票再交付申請書は別記様式第2号による。

(予防注射の方法)

第3条 市長は予防員をして省令第11条第1項に規定する時期における狂犬病の予防注射及び法第13条に規定する臨時の予防注射を実施せしめるときはその実施の場所、日時を公示するとともに犬の所有者に適当な方法で通知しなければならない。

2 省令第11条第2項の規定によりその犬に狂犬病の予防注射を受けさせようとする者は診療を業とする獣医師に申し出て注射を受けさせるものとする。

(身分証明書)

第4条 犬の捕獲に従事する職員は、別記様式第5号による身分証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(評価人)

第5条 政令第5条の規定による評価人のうち1名以上は市職員をもってあてる。

(抑留犬の飼養管理)

第6条 市長は飼養管理人を指定して法第6条第1項の規定により抑留した犬の飼養管理をさせることができる。

附 則 省 略